

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年2月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500501号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500165号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月9日の標準賞与額を29万9,000円、同年12月29日の標準賞与額を27万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月9日
② 平成15年12月29日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与に係る記録が無い。

所持している請求期間①及び②の「賞与明細書」には、支給された賞与額及び控除された厚生年金保険料額が記載されている。

請求期間①及び②の「賞与明細書」を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間①及び②の「賞与明細書」の写しから、請求者は、請求期間①において29万9,000円及び請求期間②において27万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元取締役は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。